



平成 15 年 5 月 28 日

各 位

会社名 シダックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 志太 勤一
(登録銘柄 コード番号 4837)
問合せ先 常務取締役 藤田 一郎
(TEL . 03 - 5908 - 1348)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

平成 15 年 5 月 28 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権を無償にて発行することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

株主以外の者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行する件

商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、及び従業員に新株予約権を発行する。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的とし、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に対して以下の 2. に記載の要領に基づく新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 20,000 株を上限とする。

(2) 発行する新株予約権の総数

20,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1 株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格(以下、「最終価格」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、発行日の最終価格とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく転換社債の転換、新株引受権証券ならびに商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成18年4月1日から平成20年9月30日まで

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

3. 新株予約権割当の要領

各対象者別の新株予約権の割当数については、各対象者の職責及び業績への貢献を考慮し、当社取締役会にて決定するものとする。

また、各対象者に対する新株予約権の割当てに際して、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す以下の要領の「新株予約権割当契約」を各対象者との間で締結するものとする。

(新株予約権割当契約の要領)

- (1)株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (2)予約者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役、または従業員のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により制限されるものとする。
- (3)上記の他、新株予約権の行使の制限その他に関して定めるものとする。

上記の内容については、平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社第 2 回定時株主総会において、「株主以外の者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。なお、平成 14 年 6 月 27 日開催の当社第 1 回定時株主総会において、決議されたストックオプション(新株予約権)はこれまで発行されておられません。

以上